

沖縄総合事務局の事務・権限の沖縄県への移譲について

政府においては、国と地方の役割分担の最適化、行政運営の効率化、ガバナンスの確保等の観点から、国の出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」が昨年末に閣議決定され、沖縄総合事務局も対象機関とされております。

沖縄総合事務局が、復帰後約40年間にわたり沖縄の振興に係る国の責務を果たしてきた役割については高く評価しております。

しかしながら、一県のみを管轄することから、近年、沖縄県との業務の重複等が目立ってきており、国と沖縄県との役割分担を見直す良いタイミングに来ていると考えております。

沖縄県としても、政府が進める改革の趣旨に賛同し、平成24年度以降、新たな枠組みにおける沖縄振興を実現するため、対象外機関（財務局、公正取引委員会）及び沖縄の特殊事情に基づいて国の責務とすべき一部の事務・権限を除き、沖縄総合事務局の事務・権限を沖縄県に移譲することを要望いたします。

平成23年7月1日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多